

さいたま市立新和小学校いじめ防止基本方針（令和3年度改定）

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に、本校の小規模校という実態を加味し、「全教職員が全児童の担任」という意識の下、全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起こらない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立新和小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に係る事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感をもつこと。
- 2 いじめを発見したら、「抱きついてでも」とめること。
- 3 いじめられている児童を絶対に守り抜くこと。
- 4 「いじめは絶対に許さないこと」という強い認識をもつこと。
- 5 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導すること。
- 6 いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関と連携すること。
- 7 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。
- 8 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
- 9 教師自らの体験を語るなどして、児童に将来への希望が生まれるように働きかけること。
- 10 いじめられた児童に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応すること。
- 11 学校の教職員がいじめの発見をしたり、相談を受けたりした場合は、特定の教職員が抱え込まず学校いじめ対策委員会に情報を報告し、学校が一丸となって組織的に対応すること。
- 12 学校教育活動全体を通じて、特別支援教育、人権教育、国際教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行うこと。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

以上の定義を正しく理解した上で、「けんかやふざけ合い」であっても、背景にある事情を確認し、児童が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを適正に判断する。また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができない。少なくとも、次の2つの要件を満たされているものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（心理的又は物理的な影響を与える行為止んでいる状態が少なくとも3か月を目安として期間継続している）。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害者児童本人及び保護者に心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する）。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に取り組むに当たって中核の役割を担う。
- (2) 構成員：校長、教頭、教務担当者、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、PTA会長、自治会長、主任児童委員、民生児童委員
※必要に応じて、構成員以外の関係者（さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）を招集できる。
- (3) 開催
 - ア 定例会：各学期1回
 - イ 校内委員会：生徒指導全体会と兼ねて月1回開催
 - ウ 臨時部会：必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催
- (4) 役割
 - ア ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
・新和小学校いじめ防止プログラムの実行・検証・修正
・校内研修の企画・年複数回の実施
・PDCA サイクルによる、新和小学校の基本方針が機能しているかの点検・見直し
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - エ 個別面談やいじめの相談、通報窓口
 - オ いじめやいじめが疑われる行為、児童の問題行動等の情報の収集と記録、共有
 - カ いじめであるか否かの判断
 - キ いじめ事案への組織的対応
・いじめの被害児童に対する支援体制と対応方針の決定
・いじめの加害児童に対する指導体制と対応方針の決定
 - ク 保護者との連携
 - ケ 構成員の決定
 - コ 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童会（計画委員会）
- (3) 開催
 - ア 定例会：各学期1回程度開催
 - イ 臨時会：必要に応じて、必要な構成員を集めて開催
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、各学級の代表委員、

各委員会の委員長が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 道德教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道德教育に資する学習の充実に努め、道德教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道德の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道德の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月、11月、2月)に「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げ指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容に取り組む
 - ・ 児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 児童会の「さいたま市こども会議」「いじめ防止シンポジウム」への参加
 - ・ 校長等による講話
 - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返して行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施：1学期 2学期

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童が情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施：4・5・6年生 9月

6 縦割りの児童集会を通して

- 毎学期行われる「児童集会」を通して、異学年同士で関わることで心豊かな人間関係を築くようにする。

7 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有化すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。
- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣と机が離れている
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる
- (4) 給食：食欲がない、極端な盛り付け、当番の押し付け
- (5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たされる

2 「心と生活のアンケート」（3年生以上）の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・8～9月・1月
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報の共有化を図る。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果においていじめが認められた場合には、管理職への報告と児童との面談を行い、24時間以内にいじめ対策委

員会を開催し対応を検討する。

また、「いつ」「誰が」「どこで」「面談の所要時間」「話の内容・児童の様子」については、面談記録シートに記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」

- (1) 「心と生活のアンケート」実施月以外には、「新和小生活アンケート」を行い、いじめの早期発見に努める。
(心と生活のアンケートを実施する月は「新和小生活アンケート」を実施しない。1、2年生については、毎月「新和小アンケート」を実施する。)
- (2) いじめを認知したときは、VI-2-(3)に基づき対応する。

4 教育相談日（にいわの日）の実施

- (1) 月2回、教育相談日を設定する。※臨時は臨機応変に行う
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 教育相談だよりの発行
 - ② 専門職を活かした相談体制（さわやか相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援課 等）
 - ③ 関係機関との連携（教育相談室、支援課、児童相談所等）

5 保護者との個人面談の実施

- (1) 個人面談の実施 : 6月（年1回実施）
- (2) 個人面談・新和小生活アンケート結果の活用：保護者との面談を行う。
学年・学校全体で情報の共有化を図る。

6 地域との連携

- (1) 民生児童委員・主任児童委員：「新和小学校・民生児童委員連絡協議会」等
- (2) 防犯ボランティア：年2回実施の「新和小子どもを見守り育てる連絡協議会」、日常の登校指導時
- (3) 学校運営協議会：年3回の実施、授業参観と熟議
- (4) その他：朝の立哨指導、放課後パトロール等

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、特定の教職員が抱え込まず組織に情報を速やかに報告し、組織的に「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、：情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を設置する。
- 教頭は、：校長を補佐し、校長不在の場合は、校長に代わって対応する。

いじめ対策委員会を進行する。

- 教務主任は、：役割分担について確認し、集められた情報を整理する。
- 担任は、：事実の確認のため、情報収集とその記録を行う。
 - いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - いじめた児童に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、：担当する学年の児童の情報収集を行う。
 - 生徒指導主任と情報共有を行う。
 - 校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、：児童の情報を把握できる体制づくりをする。
 - 児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
 - 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、：さわやか相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連絡・調整にあたる。
 - 心のケアを第1にいじめられた児童やその保護者の相談窓口となる。
- 特別支援教育コーディネーターは、：問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。また、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 養護教諭は、：欠席や遅刻の状況、保健室来室の有無等の情報収集を行う。
- さわやか相談員は、：児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、：専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、：関係機関のネットワークや学校内のチーム体制の構築、連携及び調整を行い、児童、保護者、教職員に対する相談、情報提供や指導・助言を行う。
- 保護者は、：家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、：いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」及び「いじめに係る対応の手引き」「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」等に基づいた対応を確実にを行う。

○重大事態について

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
 - ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- 1 職員会議
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証
- 2 校内研修
 - (1) 「わかる授業」を進めること
 - 授業規律
 - (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 児童理解など
 - 事例研修
 - (3) 情報モラル研修
 - (4) 「ネットいじめ」等に係る研修
 - ア. ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
 - イ. 回数 年に1回
 - ウ. 情報教育部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。
 - (5) 特別支援教育・人権教育・国際教育に係る研修

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
 - (1) 検証を行う期間：各学期とする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期： 6月・11月・2月とする。
 - (2) いじめ対策委員会の開催時期： 7月・11月・2月とする。
 - (3) 校内研修会等の開催時期： 4・8月とする。
 - 生徒指導・教育相談に係る研修：8月
 - 情報モラル研修・「ネットいじめ」等に係る研修：8月
 - 特別支援教育・人権教育等に係る研修：8月
- 3 学校評価の留意点（学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況）

学校評価に、いじめの防止等の取組に係る目標を設定し、その達成状況を評価する。